

個人情報ファイル簿（単票）

【長寿介護課地域包括推進係】

個人情報ファイルの名称	高齢者元気度アップ・ポイント事業	
行政機関等の名称	枕崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長寿介護課地域包括推進係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者元気度アップ・ポイント事業の個人ごとのポイント管理	
記録項目	1 受付番号、2 登録日、3 住民コード、4 カナ氏名、5 氏名、6 郵便番号、7 住所、8 公民館、9 電話、10 生年月日、11 年齢、12 登録番号、13 性別、14 介護度、15 資格喪失日、16 ポイント数、17 支給額	
記録範囲	高齢者元気度アップ・ポイント事業登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	事業登録者本人及び各事業主催者からの参加者名簿の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	枕崎市健康・こども課健康増進係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 枕崎市長寿介護課	
	(所在地) 〒898-8501 枕崎市千代田町 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	記録項目中、3 住民コードは、個人番号・住民票コードとは異なる住基システム上で個人に付された番号である。	

作成日（最終修正日）：令和 8 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【長寿介護課地域包括推進係】

個人情報ファイルの名称	在宅福祉アドバイザー実態調査	
行政機関等の名称	枕崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長寿介護課地域包括推進係	
個人情報ファイルの利用目的	見守りが必要な対象者の名簿を作成し、地域で見守る体制づくりを推進する。	
記録項目	1 受付番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 安否確認、8 市内に子供の有無、9 電話、10 入院・入所施設名、11 寝たきり度、12 在宅、13 緊急連絡先氏名、14 続柄、15 担当アドバイザー	
記録範囲	高齢者調査表が提出された者	
記録情報の収集方法	本人、民生委員からの高齢者調査表の提出、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 枕崎市長寿介護課	
	(所在地) 〒898-8501 枕崎市千代田町 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 8 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 長寿介護課・高齢者介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム
行政機関等の名称	枕崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	枕崎市長寿介護課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の円滑な運営に資することを目的とし、介護保険に関する資格の得喪、給付業務などの管理
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の氏名、生年月日、年齢、住所、性別世帯構成員 ・被保険者番号 ・第1号被保険者、第2号被保険者の別 ・被保険者の資格の取得・喪失日、理由 ・介護保険料の賦課状況 ・介護保険で必要な個人及び世帯の所得状況 ・年金からの保険料の天引き（特別徴収）情報 ・個人で保険料を納める（普通徴収）情報 ・生活保護情報で市町村名、受給の開始・廃止日 ・老齢福祉年金受給状況 ・個人保険料の算式 ・保険料減免の事由及び減免額 ・介護保険に関する書類の送付先及び届け出年月日・届出者氏名 ・転出先住所 ・被保険者証、負担割合証交付状況 ・要介護・支援区分、認定日、有効期間などの認定情報 ・認定調査結果、主治医意見書情報 ・適用除外情報 ・旧処置者状況 ・特定入所者情報 ・保険料収納状況 ・保険料納付承継人情報 ・保険料滞納者情報 ・ケアプラン作成届出状況の有無 ・償還申請の有無 ・介護サービスの利用状況とそのサービス提供事業者 ・サービス受給者情報 ・サービスに関しての減免・減額情報 ・在宅・施設利用の介護サービス実績情報、高額サービス費情報 ・個人番号
記録範囲	65歳以上の高齢者等とその世帯
記録情報の収集方法	本人から提出される介護保険認定申請書や税務課からの所得情報など
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	鹿児島県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称） 枕崎市長寿介護課</p> <p>（所在地） 〒898-8501 枕崎市千代田町27番地</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 8 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 長寿介護課・高齢者介護保険係

個人情報ファイルの名称	タクシー利用券台帳	
行政機関等の名称	枕崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	長寿介護課	
個人情報ファイルの利用目的	発行人数の把握や発行の重複を防ぐため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日	
記録範囲	交付対象者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 枕崎市 長寿介護課	
	(所在地) 〒898-8501 枕崎市千代田町2 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 8 年 3 月 2 4 日